

議案第 5 号

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部が改正され、出産育児一時金の支給額の改定が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）出産育児一時金の支給額の改正（第 6 条第 1 項の改正規定）

出産育児一時金の支給額を「40 万 8,000 円」から「48 万 8,000 円」に引き上げます。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

（2）適用区分

この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によります。